

# 水循環基本法の一部改正等について

内閣官房 水循環政策本部事務局  
令和4年2月16日



## ＜水循環基本法（抄）＞

### （国の責務）

※水循環基本法の一部を改正する法律（令和3年法律第73号）で赤字が追加

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地下水の適正な保全及び利用）

※水循環基本法の一部を改正する法律（令和3年法律第73号）で追加

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容
  - (1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション  
～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～
  - (2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現  
～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～
  - (3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承  
～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～
- 6 本計画の構成

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理  
(流域連携の推進等)
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進  
(貯留・涵養機能の維持及び向上)  
(健全な水循環に関する教育の推進等)  
(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)  
(水循環に関わる人材の育成)  
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保  
(安全で良質な水の確保)  
(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)  
(水の効率的な利用と有効利用)  
(持続可能な地下水の保全と利用の推進)  
(地球温暖化への対応)  
(危機的な渇水への対応)  
(災害への対応)
- 4 水の利用における健全な水循環の維持(水環境)  
(水循環と生態系)  
(水辺空間の保全、再生及び創出)  
(水文化の継承、再生及び創出)
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進  
(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み
  - (1) 流域の範囲
  - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
  - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
  - (4) 流域水循環計画の内容
  - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
  - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び
  - (1) 森林
  - (2) 河川等
  - (3) 農地
  - (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
  - (1) 安定した水供給・排水の確保等
    - ア 安全で良質な水の確保
    - イ 危機的な渇水への対応
  - (2) 災害への対応
    - ア 災害から人命・財産を守るための取組
    - イ 大規模災害時や大規模停電時における水供給・排水システムの機能の確保等
  - (3) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
    - ア 地下水マネジメント
    - イ 体制の整備
    - ウ 施策推進の実効性を確保するための方策
  - (4) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
  - (5) 水の効率的な利用と有効利用
    - ア 水利用の合理化
    - イ 雨水及び再生水の利用促進
    - ウ 節水
  - (6) 水環境
  - (7) 水循環と生態系
  - (8) 水辺空間の保全、再生及び創出
  - (9) 水文化の継承、再生及び創出
  - (10) 地球温暖化への対応
    - ア 適応策
    - イ 緩和策

- 4 健全な水循環に関する教育の推進等
  - (1) 水循環に関する教育の推進
  - (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進
- 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
  - (1) 流域における水循環の現状に関する調査
  - (2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査
- 7 科学技術の振興
- 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
  - (1) 国際連携
  - (2) 国際協力
  - (3) 水ビジネスの海外展開
- 9 水循環に関わる人材の育成
  - (1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

## 第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

\* 文字色は、重点的に取り組む内容と水循環に関する施策の関係を色分けしたものの(総論6.本計画の構成の本計画より)